阪神水道企業団公報

平成23年１月17日　第231号

毎月15日発行
発行所
阪神水道企業団
神戸市東灘区西岡本
３丁目20番１号

目　次

◇条　例◇

○　外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例の一部を改正する条例
○　阪神水道企業団一般職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
○　議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例
○　阪神水道企業団一般職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

◇規　則◇

○　外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する規則の一部を改正する規則
○　阪神水道企業団一般職員の給与に関する条例の施行規則の一部を改正する規則
○　超過勤務手当支給規則の一部を改正する規則
○　阪神水道企業団一般職員の給与に関する条例の施行規則及び阪神水道企業団職員退職手当金条例施行規則の一部を改正する規則
○　阪神水道企業団管理職手当の支給に関する規則の一部を改正する規則
○　阪神水道企業団一般職員の給与に関する条例の施行規則の一部を改正する規則

◇訓　令◇

○　阪神水道企業団特殊勤務手当支給規程及び阪神水道企業団決裁規程の一部を改正する規程

◇管　理　規　程◇

○　阪神水道企業団工事施行規程の一部を改正する規程

◇議　会　規　程◇

○　阪神水道企業団議会事務局規程の一部を改正する規程

◇監査委員規程◇

○　阪神水道企業団監査事務局規程の一部を改正する規程

◇告　示◇

○　平成21年度阪神水道企業団水道事業会計決算
○　平成22年度阪神水道企業団水道事業会計補正予算

◇公　告◇

○　先着順受付による土地売却の実施について

条　例

外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成22年12月21日

阪神水道企業団
企業長　山　中　　敦

阪神水道企業団条例第２号

外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例の一部を改正する条例

外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例（平成14年条例第１号）の一部

を次のように改正する。

第４条第１項中「派遣職員には」の次に「、企業長の定めるところにより、その派遣先の勤務に対して報酬が支給されないとき、又は当該勤務に対して支給される報酬の額が低いと認められるときは」を加え、「70」を「100以内」に改め、同項ただし書を削り、同条第２項中「派遣職員の」及び「前項の規定によって」を削り、「同項」を「前項」に、「当該派遣職員には、その派遣の期間中、給料、扶養手当、地域手当、住居手当及び期末手当のそれぞれ100分の70未満を支給し、又は支給しないことができる。」を「派遣職員には給与を支給しない。」に改める。

附　則

（施行期日）

１　この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

２　この条例の施行の日（以下「施行日」という。）の前日から引き続き派遣されている職員（規則で定める職員を除く。）に係る施行日におけるこの条例による改正後の外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例（以下「新条例」という。）第４条第１項の規定による給与の支給割合（以下この項において「新支給割合」という。）が、施行日の前日におけるこの条例による改正前の外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例（以下「旧条例」という。）第４条第１項の規定による給与の支給割合（以下この項において「旧支給割合」という。）に達しないときは、旧支給割合から新支給割合を減じた割合に次の各号に掲げる期間の区分に応じ当該各号に定める割合を乗じて得た割合を新支給割合に加えた割合を、当該職員に係る新条例第４条第１項の規定による給与の支給割合とする。

⑴　施行日から平成23年９月30日まで　100分の100

⑵　平成23年10月１日から平成24年９月30日まで　100分の70

⑶　平成24年10月１日から平成25年９月30日まで　100分の40

３　施行日から平成23年３月31日までの間に、新たに派遣され、又は派遣の期間が更新された職員（規則で定める職員を除く。）に係る当該新たに派遣され、又は派遣の期間が更新された日における新条例第４条第１項の規定による給与の支給割合（以下この項において「新支給割合」という。）が、これらの日において旧条例第４条第１項の規定を適用したとした場合におけるこの規定による給与の支給割合（以下この項において「旧支給割合」という。）に達しないときは、旧支給割合から新支給割合を減じた割合に次の各号に掲げる期間の区分に応じ当該各号に定める割合を乗じて得た割合を新支給割合に加えた割合を、当該職員に係る新条例第４条第１項の規定による給与の支給割合とする。

⑴　施行日から平成23年９月30日まで　100分の100

⑵　平成23年10月１日から平成24年９月30日まで　100分の70

⑶　平成24年10月１日から平成25年９月30日まで　100分の40

阪神水道企業団一般職員の給与に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成22年12月21日

阪神水道企業団
企業長　山　中　　敦

阪神水道企業団条例第３号

阪神水道企業団一般職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

阪神水道企業団一般職員の給与に関する条例（昭和27年条例第52号）の一部を次のように改正する。

第13条第１項中「１時間当たりの給与額」を「勤務１時間当たりの給与額」に改め、同条に次の１項を加える。

２　正規の勤務時間外に勤務することを命ぜられ、正規の勤務時間外にした勤務（第11条第３項、第４

項及び第５項の規定に基づく勤務を要しない日における勤務のうち規則で定めるものを除く。）の時間が１月において60時間を超えた職員には、その60時間を超えて勤務した全時間に対して、前項（前項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定にかかわらず、勤務１時間につき、第17条に規定する勤務１時間当たりの給与額に100分の150（その勤務が午後10時から翌日の午前５時までの間である場合は、100分の175）を乗じて得た額を超過勤務手当として支給する。

附　則

（施行期日）

１　この条例は、公布の日から施行し、平成22年４月１日から適用する。

（規則への委任）

２　この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成22年12月21日

阪神水道企業団
企業長　山　中　　敦

阪神水道企業団条例第４号

議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例

議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例（昭和42年条例第６号）の一部を次のように改正する。

第16条中「、第46条及び第46条の２（船員である職員に関する部分に限る。）」を「及び第46条」に改める。

附　則

（施行期日）

１　この条例は、公布の日から施行し、平成22年１月１日（以下「適用日」という。）から適用する。

（経過措置）

２　この条例による改正後の議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の規定は、この条例の適用日以後に発生した事故に起因する公務上の災害又は通勤による災害について適用し、適用日前に発生した事故に起因する公務上の災害又は通勤による災害については、なお従前の例による。

阪神水道企業団一般職員の給与に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成22年12月21日

阪神水道企業団
企業長　山　中　　敦

阪神水道企業団条例第５号

阪神水道企業団一般職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

阪神水道企業団一般職員の給与に関する条例（昭和27年条例第52号）の一部を次のように改正する。

第３条中「６級」を「７級」に改める。

附則第９項を削り、次の３項を加える。

９　当分の間、職員（給料表の適用を受ける職員（再任用職員を除く。）のうち、その職務の級が６級以上である者であつてその号給がその職務の級における最低の号給でないものに限る。以下この項及び次項において「特定職員」という。）に対する次に掲げる給与の支給に当たつては、当該特定職員が55歳に達した日後における最初の４月１日（特定職員以外の者が55歳に達した日後における最初の４月１日後に特定職員となつた場合にあつては、特定職員となつた日）以後、次の各号に掲げる給与

の額から、それぞれ当該各号に定める額に相当する額を減ずる。

⑴　給料月額　当該特定職員の給料月額に100分の1.5を乗じて得た額（当該特定職員の給料月額に100分の98.5を乗じて得た額が、当該特定職員の属する職務の級における最低の号給の給料月額に達しない場合（以下この項及び附則第11項において「最低号給に達しない場合」という。）にあつては、当該特定職員の給料月額から当該特定職員の属する職務の級における最低の号給の給料月額を減じた額（以下この項及び附則第11項において「給料月額減額基礎額」という。））

⑵　地域手当　当該特定職員の給料月額に対する地域手当の月額に100分の1.5を乗じて得た額（最低号給に達しない場合にあつては、給料月額減額基礎額に対する地域手当の月額）

10　前項に規定するもののほか、特定職員以外の者が月の初日以外の日に特定職員となつた場合における同項の減ずる額の計算その他同項の規定の実施に関し必要な事項は、企業長が別に定める。

11　附則第９項の規定により給与が減ぜられて支給される職員についての第12条から第15条までに規定する勤務１時間当たりの給与額は、第17条の規定にかかわらず、同条の規定により算出した給与額から、給料月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額に12を乗じ、その額を１週間当たりの勤務時間に52を乗じたものから規則で定めるところにより休日の勤務時間を減じたもので除して得た額に100分の1.5を乗じて得た額（最低号給に達しない場合にあつては、給料月額減額基礎額及びこれに対する地域手当の月額の合計額に12を乗じ、その額を１週間当たりの勤務時間に52を乗じたもので除して得た額）に相当する額を減じた額とする。

別表を次のように改める。

別　表

職員の区分	職務の級	1　級	2　級	3　級	4　級	5　級	6　級	7　級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円	円
再任用職員以外の職員	1	125,000	137,200	187,400	227,900	248,100	296,000	370,000
	2	125,800	137,900	189,000	229,700	250,100	298,300	373,100
	3	126,600	138,600	190,600	231,500	252,100	300,600	376,200
	4	127,400	139,300	192,200	233,300	254,100	302,900	379,300
	5	128,000	140,100	193,600	235,100	255,900	305,300	382,400
	6	128,800	141,000	195,300	237,100	258,000	307,900	385,700
	7	129,600	141,900	197,000	239,100	260,100	310,500	388,900
	8	130,400	142,800	198,700	241,000	262,200	313,100	392,200
	9	131,200	143,700	200,200	242,900	264,300	315,600	395,300
	10	132,100	144,900	202,000	245,000	266,500	318,300	398,600
	11	133,000	146,100	203,800	247,100	268,700	321,000	401,900
	12	133,900	147,300	205,600	249,200	270,900	323,700	405,200
	13	134,700	148,400	207,200	251,200	273,200	326,400	407,600
	14	135,600	150,000	209,100	253,400	275,500	329,300	410,900
	15	136,500	151,600	211,000	255,600	277,800	332,200	414,200
	16	137,400	153,200	212,900	257,700	280,100	335,100	417,500
	17	138,100	154,600	214,900	259,800	282,500	338,100	420,600
	18	139,300	156,300	216,900	262,000	284,900	341,000	423,800
	19	140,500	158,000	218,900	264,200	287,300	343,900	427,000
	20	141,700	159,700	220,900	266,300	289,700	346,800	430,200
	21	142,700	161,300	222,500	268,400	291,900	349,700	433,500
	22	144,200	163,100	224,500	270,600	294,300	352,700	436,500
	23	145,700	164,900	226,500	272,800	296,700	355,700	439,600
	24	147,200	166,700	228,500	275,000	299,100	358,700	442,700
	25	148,700	168,400	230,300	277,100	301,200	361,200	445,700
	26	150,400	170,200	232,300	279,300	303,600	364,200	448,800
	27	152,100	172,000	234,300	281,500	306,000	367,200	451,900
	28	153,800	173,800	236,300	283,700	308,400	370,200	455,000
	29	155,600	175,400	238,100	285,900	310,700	373,300	458,000
	30	157,400	177,300	240,100	288,000	313,100	376,300	460,700
	31	159,200	179,200	242,100	290,100	315,500	379,300	463,400
	32	161,000	181,100	244,100	292,100	317,900	382,300	466,100

	33	162,800	182,800	246,100	294,100	320,200	385,300	468,700
	34	164,500	184,600	248,100	296,200	322,600	388,100	471,000
	35	166,200	186,400	250,100	298,300	325,000	390,900	473,300
	36	167,900	188,200	252,100	300,400	327,400	393,700	475,600
	37	169,500	190,000	253,800	302,400	329,700	396,300	478,000
	38	171,200	191,800	255,900	304,700	332,100	398,700	480,200
	39	172,900	193,600	258,000	306,900	334,500	401,100	482,300
	40	174,600	195,400	260,100	309,100	336,900	403,500	484,500
	41	176,300	197,300	262,100	311,300	339,200	406,000	486,600
	42	177,600	199,100	264,200	313,600	341,500	408,000	488,600
	43	178,900	200,900	266,300	315,900	343,800	410,000	490,600
	44	180,200	202,700	268,400	318,100	346,100	412,000	492,600
	45	181,300	204,600	270,300	320,300	348,200	413,900	494,500
	46	182,200	206,500	272,400	322,100	350,000	415,600	496,100
	47	183,100	208,400	274,500	323,900	351,900	417,300	497,700
	48	184,000	210,300	276,600	325,700	353,800	419,000	499,300
	49	184,700	212,000	278,600	327,400	355,200	420,600	500,900
	50	185,500	213,800	280,700	329,100	356,700	421,800	502,200
	51	186,300	215,600	282,800	330,800	358,200	423,100	503,500
	52	187,100	217,400	284,900	332,400	359,700	424,400	504,800
	53	187,800	219,300	286,800	334,000	361,200	425,500	505,900
	54	188,600	220,900	288,800	335,700	362,600	426,600	507,100
	55	189,400	222,500	290,800	337,300	364,000	427,700	508,300
	56	190,200	224,100	292,800	338,900	365,400	428,800	509,500
	57	191,000	225,800	294,900	340,500	366,900	429,700	510,500
	58	191,700	227,400	296,800	342,500	368,100	430,700	511,500
	59	192,400	229,000	298,700	344,500	369,300	431,700	512,500
	60	193,100	230,400	300,600	346,400	370,500	432,700	513,500
	61	193,600	231,800	302,500	348,300	371,700	433,500	514,400
	62		233,200	304,700	350,100	372,800	434,500	515,300
	63		234,700	306,900	351,900	373,900	435,500	516,200
	64		236,200	309,100	353,700	375,000	436,500	517,100
	65		237,500	311,400	355,400	376,100	437,500	518,000
	66		239,000	313,800	357,000	377,100	438,500	518,900
	67		240,500	316,200	358,500	378,100	439,500	519,800
	68		242,000	318,600	360,000	379,100	440,500	520,700
	69		243,300	320,700	361,400	380,100	441,400	521,600
	70		244,700	322,200	362,900	381,100	442,400	522,400
	71		246,100	323,600	364,300	382,100	443,400	523,200
	72		247,500	325,000	365,700	383,100	444,400	524,000
	73		248,700	326,200	367,100	384,000	445,200	524,800
	74		249,600	327,500	368,300	384,900	446,200	525,600
	75		250,600	328,800	369,500	385,900	447,100	526,400
	76		251,600	330,100	370,700	386,900	448,100	527,200
	77		252,500	331,100	371,900	387,700	449,000	528,000
	78		253,500	332,000	373,000	388,700	449,900	528,700
	79		254,500	332,900	374,100	389,700	450,800	529,400
	80		255,500	333,800	375,200	390,700	451,700	530,100
	81		256,400	334,200	376,300	391,400	452,700	530,800
	82		257,300	335,000	377,300	392,400	453,600	
	83		258,200	335,800	378,300	393,400	454,500	
	84		259,100	336,600	379,300	394,400	455,400	
	85		259,800	337,400	380,300	395,200	456,400	
	86		260,600	338,200	381,300	396,100	457,300	
	87		261,400	339,000	382,300	397,000	458,200	
	88		262,200	339,800	383,300	397,900	459,100	
	89		262,800	340,600	384,200	398,800	460,000	
	90		263,500	341,300	385,200	399,700	460,900	
	91		264,200	342,000	386,100	400,600	461,800	
	92		264,900	342,700	387,000	401,500	462,700	

	93		265,500	343,200	387,900	402,400	463,600		
	94				388,900	403,300	464,500		
	95				389,800	404,200	465,400		
	96				390,700	405,100	466,300		
	97				391,600	405,900	467,200		
	98				392,600	406,900	468,000		
	99				393,600	407,900	468,800		
	100				394,500	408,900	469,600		
	101				395,400	409,700	470,400		
	102				396,300	410,600	471,200		
	103				397,200	411,500	472,000		
	104				398,100	412,400	472,800		
	105				399,000	413,300	473,600		
	106				399,900	414,200	474,300		
	107				400,800	415,100	475,000		
	108				401,700	416,000	475,700		
	109				402,600	416,900	476,400		
	110				403,500	417,800	477,100		
	111				404,400	418,700	477,800		
	112				405,300	419,600	478,500		
	113				406,100	420,500	479,200		
	114				407,100	421,400	479,800		
	115				408,100	422,300	480,400		
	116				409,000	423,200	481,000		
	117				409,900	424,200	481,600		
	118				410,800	425,100	482,200		
	119				411,700	426,000	482,800		
	120				412,600	426,900	483,400		
	121				413,500	427,900	484,000		
	122				414,400	428,900			
	123				415,300	429,900			
	124				416,200	430,900			
	125				417,100	431,700			
	126				418,000	432,600			
	127				418,900	433,500			
	128				419,800	434,400			
	129				420,700	435,400			
	130				421,700	436,300			
	131				422,600	437,200			
	132				423,500	438,100			
	133				424,400	439,100			
	134				425,400	440,000			
	135				426,300	440,900			
	136				427,200	441,800			
	137				428,100	442,800			
	138				429,100	443,700			
	139				430,100	444,600			
	140				431,000	445,500			
	141				431,900	446,500			
	142				432,900	447,400			
	143				433,800	448,300			
	144				434,700	449,200			
	145				435,600	450,200			
	146				436,600	451,100			
	147				437,500	452,000			
	148				438,400	452,900			
	149				439,300	453,900			
	150				440,300	454,800			
	151				441,200	455,700			
	152				442,100	456,600			

	153 154 155 156 157 158 159 160 161				443,000 444,000 444,900 445,800 446,700 447,700 448,600 449,500 450,400	457,600		
再任用職員		149,300	186,300	250,200	277,400	290,900	328,900	397,300

附　則

（施行期日）

1　この条例は、平成23年１月１日から施行する。

（職務の級の切替え）

2　この条例の施行日（以下「施行日」という。）の前日から引き続き在職する職員であって同日においてその者が属していた職務の級（以下「旧級」という。）が附則別表第１に掲げられている者の施行日における職務の級（以下「新級」という。）は、旧級に対応する同表の新級欄に定める職務の級とする。

（号給の切替え）

3　施行日の前日において改正前の阪神水道企業団一般職員の給与に関する条例（以下「改正前の条例」という。）別表の給料表の適用を受けていた職員（次項に規定する職員を除く。）の施行日における号給は、施行日の前日においてその者が受けていた号給（この項において「旧号給」という。）及びその者が旧号給を受けていた期間に応じて企業長が定める。

4　第２項の規定により新級が定められる職員（次項に規定する職員を除く。）で、旧級が３級に属する職員のうち、施行日において新級が４級に属することとなる職員の施行日における号給（以下「新号給」という。）は、施行日の前日においてその者が受けていた給料月額（以下「旧給料月額」という。）に対応する附則別表第２の新号給欄に定める号給とする。

（最高号給を超える給料月額等の切替え）

5　施行日の前日において職務の級の最高の号給を超える給料月額を受けていた職員の施行日における号給又は給料月額及びこれらを受ける期間に通算されることとなる期間は、企業長が定める。

（施行日前の異動者の号給等の調整）

6　施行日前に職務の級を異にして異動した職員の施行日における号給又は給料月額及びこれらを受けることとなる期間については、その者が施行日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との均衡上必要と認められる限度において、企業長の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

（職員が受けていた号給等の基礎）

7　前５項の規定の適用については、職員が属していた職務の級及びその者が受けていた号給又は給料月額は、改正前の条例及びこれに基づく規則の規定に従って定められたものでなければならない。

（給料の切替えに伴う経過措置）

8　施行日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員のうち、新級が４級及び５級に属することとなる職員で、その者の受ける給料月額が同日において受けていた給料月額に達しないこととなる職員（企業長の定める職員を除く。）には、給料月額のほか、その差額に相当する額を給料として支給する。

9　施行日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員（前項に規定する職員を除く。）について、同項の規定による給料を支給される職員との均衡上必要があると認められるときは、当該職員には、

企業長の定めるところにより、同項の規定に準じて、給料を支給する。

10　施行日以降に新たに給料表の適用を受けることとなった職員について、任用の事情等を考慮して前２項の規定による給料を支給される職員との均衡上必要があると認められるときは、当該職員には、企業長の定めるところにより、前２項の規定に準じて、給料を支給する。

（平成22年４月１日前に55歳に達した職員に関する読替え）

11　平成22年４月１日前に55歳に達した職員に対する改正後の阪神水道企業団一般職員の給与に関する条例附則第９項の規定の適用については、同項中「当該特定職員が55歳に達した日後における最初の４月１日」とあるのは「平成23年１月１日」と、「55歳に達した日後における最初の４月１日後」とあるのは「同日後」とする。

（規則への委任）

12　附則第２項から前項までに定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

（阪神水道企業団一般職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の一部改正）

13　阪神水道企業団一般職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（平成19年条例第２号）の一部を次のように改正する。

附則第６項中「平成21年条例第８号」の右に「。第１号において「平成21年改正条例」という。」を加え、「当該給料月額に100分の 99.8」を「次の各号に掲げる職員である者にあっては、当該給料月額に当該各号に定める割合」に改め、「相当する額」の右に「（阪神水道企業団一般職員の給与に関する条例附則第９項の規定により給与が減ぜられて支給される職員にあっては、当該額に100分の 98.5 を乗じて得た額）」を加え、同項に次の各号を加える。

⑴　平成21年改正条例に規定する減額改定対象職員　100分の 99.59

⑵　前号に掲げる職員以外の職員　100分の 99.83

（阪神水道企業団旅費条例の一部改正）

14　阪神水道企業団旅費条例（昭和23年条例第33号）の一部を次のように改正する。

別表２等の項中「６級」を「７級」に改める。

（阪神水道企業団旅費条例の一部改正に伴う経過措置）

15　前項の規定による改正後の阪神水道企業団旅費条例の規定は、この条例の施行の日以後に出発する旅行から適用し、同日前に出発した旅行については、なお従前の例による。

附則別表第１

旧級	新級
１級	１級
２級	２級
３級	３級
	４級
４級	５級
５級	６級
６級	７級

附則別表第２

旧級	旧給料月額（円）	新号給
		４級
３級	361,700	65 号給
	367,400	69 号給
	376,600	77 号給
	380,600	81 号給
	384,500	85 号給

	388,300	89 号給
	392,000	93 号給
	395,800	97 号給
	399,400	101 号給
	406,600	109 号給
	414,000	117 号給
	417,600	121 号給
	421,200	125 号給
	428,600	133 号給
	432,400	137 号給
	436,100	141 号給

規　　則

外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成22年12月21日

阪神水道企業団
企業長　山　中　　敦

阪神水道企業団規則第６号

外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する規則の一部を改正する規則

外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する規則（平成14年規則第４号）の一部を次のように改正する。

第４条の見出し中「給与の特例」を「給与」に改め、同条第１項を次のように改める。

派遣職員（条例第４条に規定する派遣職員をいう。以下同じ。）の派遣の期間中の給与は、その派遣先の勤務に対して報酬（報酬、賃金、給料、俸給、手当、賞与その他いかなる名称であるかを問わず、派遣先の勤務の対償として受けるすべてのものをいい、通勤手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当及び管理職員特別勤務手当に相当するものを除く。以下同じ。）が支給されない場合又はその派遣先の勤務に対して支給される報酬の年額（以下「報酬年額」という。）が、外務公務員俸給等相当年額（当該派遣の期間の初日（以下「派遣の日」という。）の前日における当該派遣職員の給料及び扶養手当（当該派遣職員が派遣の日の属する月の初日から派遣先の機関の所在する国に所在する大使館に勤務する外務公務員（以下「所在国勤務の外務公務員」という。）であるとした場合に在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律（昭和27年法律第93号。以下「外務公務員給与法」という。）の規定により配偶者手当が支給されることとなる職員については、配偶者に係る分を除く。）の月額を基礎として算定される給料、扶養手当、期末手当及び勤勉手当の年額と当該派遣職員が派遣の日の属する月の初日から所在国勤務の外務公務員であるとした場合に外務公務員給与法の規定により支給されることとなる在勤基本手当、住居手当及び配偶者手当の年額の合計額をいう。以下同じ。）に満たない場合は、給料、扶養手当、地域手当、住居手当及び期末手当のそれぞれに100分の100以内を乗じて得た額とする。

第４条中第６項を同条第９項とし、同項の前に次の１項を加える。

８　第１項、第６項及び前項の規定による給与の額の計算の基礎となる支給割合は、100分の１未満の端数があってはならないものとする。

第４条中第５項を同条第７項とし、同条第４項中「前３項」を「前５項」に改め、同項を同条第６項とし、同条第３項を同条第５項とし、同条第２項中「前項」を「第１項」に、「月額」を「年額」に改め、同項を同条第４項とし、同条第１項の次に次の２項を加える。

２　前項の規定による給与の額の計算の基礎となる支給割合を決定するに当たっては、決定された支給割合により支給されることとなる給与の年額が、外務公務員俸給等相当年額から報酬年額を減じた額（派遣先の勤務に対して報酬が支給されない場合にあっては、外務公務員俸給等相当年額）を超えてはならない。

３　外務公務員俸給等相当年額の算定に当たっては、次の各号に定めるところによるものとする。

⑴　派遣職員が、阪神水道企業団一般職員の給与に関する条例（昭和27年条例第52号。以下「給与条例」という。）第４条の規定により阪神水道企業団一般職員の給与に関する条例の施行規則第３条の５に定める基準において昇給するものとする。

⑵　派遣職員に、給与条例附則第９項から第11項及び阪神水道企業団管理職手当の支給に関する規則（昭和35年規則第４号）第３条の２の規定の適用があるものとすること。

附　則

（施行期日）

１　この規則は、公布の日から施行する。

（改正条例附則第２項に規定する職員）

２　外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例の一部を改正する条例（平成22年条例第２号。以下「改正条例」という。）附則第２項に規定する職員は、改正条例の施行の日以後に企業長が特に給与の額の計算の基礎となる支給割合を変更する必要があると認めた職員とする。

（改正条例附則第３項に規定する職員）

３　改正条例附則第３項に規定する職員は、新たに派遣され、又は派遣の期間が更新された日以後に企業長が特に給与の額の計算の基礎となる支給割合を変更する必要があると認めた職員とする。

（給与の額の計算）

４　前２項のいずれかに該当した職員の給与は、企業長が適当と認める日を当該職員の派遣の日とみなして第４条第１項から第５項までの規定を適用して得た額とする。

阪神水道企業団一般職員の給与に関する条例の施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成22年12月21日

阪神水道企業団
企業長　山　中　　敦

阪神水道企業団規則第７号

阪神水道企業団一般職員の給与に関する条例の施行規則の一部を改正する規則

阪神水道企業団一般職員の給与に関する条例の施行規則（昭和27年訓令第111号）の一部を次のように改める。

第11条の次に次の１条を加える。

第11条の２　条例第13条第２項に規定する勤務は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める日における勤務とする。

⑴　正規の勤務時間外に勤務した月においてその期間の全部を条例第11条第３項の規定の適用を受ける職員（ただし書に規定する職員を除く。）として勤務した者（企業長が定める職員を除く。）　次に掲げる日

ア　当該月における日曜日

イ　当該月における勤務を要しない日の振替（条例第11条第４項に規定する勤務を要しない日の変更をいい、勤務時間を割り振る日が日曜日であるものに限る。）により勤務を要しない日に変更された日

⑵　正規の勤務時間外に勤務した月においてその期間の全部を条例第11条第３項ただし書の規定の適用を受ける職員として勤務した者（当該月の勤務を要しない日の日数が当該月における日曜日の日数に満たない職員その他企業長が定める職員を除く。）　次に掲げる日

ア　当該月における最初の勤務を要しない日から、当該月における日曜日の日数分までの間の勤務を要しない日

イ　当該月における勤務を要しない日の振替（条例第11条第４項に規定する勤務を要しない日の振替をいい、勤務時間を割り振る日が当該月における最初の勤務を要しない日から、当該月における日曜日の日数分の勤務を要しない日までの間であるものに限る。）により勤務を要しない日に変更された日

⑶　前２号に掲げる職員以外の職員　前２号に掲げる職員との均衡を考慮して企業長が定める日

附　則

（施行期日）

１　この規則は、公布の日から施行し、平成22年４月１日から適用する。

（超過勤務手当の内払）

２　改正前の超過勤務手当支給規則に基づいて、平成22年４月１日からこの規程の施行の日の前日までの間に支払われた超過勤務手当は、改正後の超過勤務手当支給規則による超過勤務手当の内払とみなす。

超過勤務手当支給規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成22年12月21日

阪神水道企業団
企業長　山　中　　敦

阪神水道企業団規則第８号

超過勤務手当支給規則の一部を改正する規則

超過勤務手当支給規則（昭和27年訓令第112号）の一部を次のように改正する。

別記様式を次のように改める。

所属		職名及び補職名		氏名	

勤務命令						実働			勤務の区分											受命者印
									時間外勤務(60時間まで)					時間外勤務(60時間超)				日曜日の勤務※(法定休日)		
									要勤務日		土曜・休日※(法定外休日)		累計	要勤務日		土曜・休日※(法定外休日)				
所属長印	係長印	月日	曜日	時間	用務	所属長印	係長印	時間	125/100(休憩)	150/100(休憩)	135/100(休憩)	160/100(休憩)		150/100(休憩)	175/100(休憩)	150/100(休憩)	175/100(休憩)	135/100(休憩)	160/100(休憩)	
				～				～												
				～				～												
				～				～												
				～				～												
				～				～												
				～				～												
				～				～												
				～				～												
				～				～												
				～				～												
				～				～												

※交替勤務職員については、交替勤務予定表による夜勤後の公休日を「法定休日」とし、前記以外の公休日を「法定外休日」とする。ただし、当該月の常日勤者の法定休日を超える日は、法定外休日とする。

※2　給料支給予算科目以外に該当する用務で時間外勤務が生じる場合は、「用務」欄内に括弧書で支出予算科目を記載すること。なお、建設改良工事においては工事名を記載すること。

附　則

この規則は、平成23年１月１日から施行する。

阪神水道企業団一般職員の給与に関する条例の施行規則及び阪神水道企業団職員退職手当金条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成22年12月21日

阪神水道企業団
企業長　山　中　　敦

阪神水道企業団規則第９号

阪神水道企業団一般職員の給与に関する条例の施行規則及び阪神水道企業団職員退職手当金条例施行規則の一部を改正する規則

（阪神水道企業団一般職員の給与に関する条例の施行規則の一部改正）

第１条　阪神水道企業団一般職員の給与に関する条例の施行規則（昭和27年訓令第111号）の一部を次のように改正する。

別表第１中

「

４　級	室長、係長及び主査の職務
５　級	課長、場長、所長、室長、主幹、副場長及び副所長の職務
６　級	部長、次長、所長及び参事の職務

を

」

「

４　級	主任の職務
５　級	室長、係長及び主査の職務
６　級	課長、場長、所長、室長、主幹、副場長及び副所長の職務
７　級	部長、次長、所長及び参事の職務

に

」

改める。

別表第２中「

４　級	５　級
45 号 給	41 号 給

」を「

４　級	５　級	６　級
49 号 給	45 号 給	41 号 給

」に改める。

（阪神水道企業団職員退職手当金条例施行規則の一部改正）

第２条　阪神水道企業団職員退職手当金条例施行規則（昭和40年規則第１号）の一部を次のように改正する。

別表第５号区分の項中「６級」を「７級」に、第６号区分の項中「５級」を「６級」に、第８号区分の項中「４級」を「５級」に、第10号区分の項中「３級」を「４級及び３級」に改める。

附　則

この規則は、平成23年１月１日から施行する。

阪神水道企業団管理職手当の支給に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成22年12月21日

阪神水道企業団
企業長　山　中　　敦

阪神水道企業団規則第10号

阪神水道企業団管理職手当の支給に関する規則の一部を改正する規則

阪神水道企業団管理職手当の支給に関する規則（昭和35年規則第４号）の一部を次のように改正する。

第３条第２項中「４級」を「５級」に改め、同条の次に次の１条を加える。

（条例附則第９項の規定により給与が減ぜられて支給される職員の支給額）

第３条の２　条例附則第９項の規定により給与が減ぜられて支給される職員の管理職手当の額は、前条第１項の規定にかかわらず、同項に規定する額から、当該額に100分の1.5を乗じて得た額に相当する額（その額に１円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）を減じた額とする。

別表職務の級の欄中「６級」を「７級」に、「５級」を「６級」に、「４級」を「５級」に改める。

附　則

この規則は、平成23年１月１日から施行する。

阪神水道企業団一般職員の給与に関する条例の施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成22年12月21日

阪神水道企業団
企業長　山　中　　敦

阪神水道企業団規則第11号

阪神水道企業団一般職員の給与に関する条例の施行規則の一部を改正する規則

阪神水道企業団一般職員の給与に関する条例の施行規則（昭和27年訓令第111号）の一部を次のように改める。

第３条の２第１項第２号中「上位の号給」の次に「。ただし、職務の級が３級又は４級に属する職員をそれぞれ１級上位の職務の級へ昇格させた場合は、対応号給」を加え、同項第３号及び第４号中「上位の号給」の次に「。ただし、職務の級が３級又は４級に属する職員をそれぞれ１級上位の職務の級へ昇格させた場合は、対応号給の１号給上位の号給」を加え、同条第２項を第３項とし、第１項の次に次の１項を加える。

２　前項の規定により職員を昇格させた場合で当該昇格が２級以上上位の職務の級への昇格であるときにおける前項の規定の適用については、それぞれ１級上位の職務の級への昇格が順次行われたものとして取り扱うものとする。

附　則

この規則は、平成23年１月１日から施行する。

訓　　令

訓令第２号

庁中一般
各　　所

阪神水道企業団特殊勤務手当支給規程及び阪神水道企業団決裁規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成22年12月21日

阪神水道企業団
企業長　山　中　　敦

阪神水道企業団特殊勤務手当支給規程及び阪神水道企業団決裁規程の一部を改正する規程

（阪神水道企業団特殊勤務手当支給規程の一部改正）

第１条　阪神水道企業団特殊勤務手当支給規程（昭和34年訓令第153号）の一部を次のように改正する。

第７条第１項中「５級」を「６級」に改める。

（阪神水道企業団決裁規程の一部改正）

第２条　阪神水道企業団決裁規程（平成６年訓令第１号）の一部を次のように改正する。

第４条第２項第20号中「４級」を「５級」に、同項第21号中「５級」を「６級」に、同項第22号中

「６級」を「７級」に、同項第23号ただし書中「４級」を「５級」に改める。

別表第１号総務部総務課の項部長専決事項の欄４中「３級」を「４級」に、同欄５及び６中「４級」を「５級」に、同欄10ただし書中「５級」を「６級」に改め、同項課長専決事項の欄５中「４級」を「５級」に、同欄13ただし書中「５級」を「６級」に改める。

附　則

（施行期日）

１　この規程は、平成23年１月１日から施行する。

（経過措置）

２　第１条の規定による改正後の阪神水道企業団特殊勤務手当支給規程第７条第１項の規定は、この規程の施行の日以後の非常作業手当について適用し、同日前の非常作業手当については、なお、従前の例による。

管　理　規　程

阪神水道企業団管理規程６号

阪神水道企業団工事施行規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成22年12月28日

阪神水道企業団
企業長　山　中　　敦

阪神水道企業団工事施行規程の一部を改正する規程

阪神水道企業団工事施行規程（昭和54年管理規程第３号）の一部を次のように改正する。

第４条中「工事日誌」の次に「又は工事記録書」を加える。

第12条見出し中「工事日誌」の次に「等」を加え、ただし書を次のように改める。

ただし、工事日誌については、工事記録書の備付けをもつて代えることができる。

第12条に次の１項を加える。

２　前項の規定による工事日誌等については、工事の種類によりこれを省略することができる。

工事施行規程附属様式区分の欄中「第６条　工事指示書」の次に「第12条　工事記録書」を加え、同様式番号の欄中「21」の次に「22」を加える。

様式第21号の次に次の２様式を加える。

様式第22号　甲

工事記録書	課(所)長	主幹	係長	係	担当係長	係

起工番号 工事名				
着手年月日		請負人		
完成年月日		工事費	請負額	
監督員			工事価格	
			消費税	
作業内容	（平成　年　月　日　～　平成　年　月　日）			
日付	工事記録			
備考				

様式第22号　乙

工事記録書	課(所)長	主幹	係長	係	担当係長	係

起工番号 工事名	
作業内容	（平成　年　月　日　～　平成　年　月　日）
日付	工事記録
備考	

附　則

（施行期日）

1　この規程は、平成23年１月１日から施行する。

（経過規定）

2　この規程の施行の際、この規程による改正前の阪神水道企業団工事施行規程に基づき施行されている工事については、なお従前の例による。

３　この規程に定める様式は、工事施行規程附属様式に定めるところによる。ただし、法令その他特別に定めがあるものについては、この限りではない。

議　会　規　程

阪神水道企業団議会規程第１号

阪神水道企業団議会事務局規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成22年12月28日

阪神水道企業団議会
議長　矢　田　立　郎

阪神水道企業団議会事務局規程の一部を改正する規定

第４条第１項ただし書中「局又は係に主査」を「局及び係に主査及び主任」に改める。

附　則

この規程は、平成23年１月１日から施行する。

監査委員規程

阪神水道企業団監査委員規程第１号

阪神水道企業団監査事務局規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成22年12月28日

阪神水道企業団
監査委員　大　野　　一
監査委員　荒　木　伸　子

阪神水道企業団監査事務局規程の一部を改正する規程

第４条第１項ただし書中「局又は係に主査」を「局及び係に主査及び主任」に改める。

附　則

この規程は、平成23年１月１日から施行する。

告　　示

阪神水道企業団告示第28号

平成22年第２回阪神水道企業団議会定例会において認定された、平成21年度阪神水道企業団水道事業会計決算は、次のとおりである。

平成22年12月21日

阪神水道企業団
企業長　山　中　　敦

1．平成２１年度阪神水道企業団水道事業決算報告書

（1）収益的収入及び支出

収　　入

（単位　円）

区　分	予算額 当初予算額	補正予算額（△減）	地方公営企業法第24条第３項の規定による支出額に係る財源充当額	合計	決算額	予算額に比べ決算額の増減（△減）	備考
第１款　水道事業収益	20,094,008,000	4,988,000	0	20,098,996,000	**19,618,465,203**	△ 480,530,797	
第１項　営業収益	18,753,873,000	4,988,000	0	18,758,861,000	**18,757,779,167**	△ 1,081,833	（うち仮受消費税及び地方消費税 893,227,578円）
第２項　営業外収益	665,216,000	0	0	665,216,000	**658,033,314**	△ 7,182,686	（うち仮受消費税及び地方消費税 1,963,312円）
第３項　特別利益	674,919,000	0	0	674,919,000	**202,652,722**	△ 472,266,278	

支　　出

（単位　円）

区　分	予算額 当初予算額	補正予算額（△減）	予備費支出額	流用増減額（△減）	地方公営企業法第24条第３項の規定による支出額	小計	地方公営企業法第26条第２項の規定による繰越額	合計	決算額	地方公営企業法第26条第２項の規定による繰越額	不用額	備考
第１款　水道事業費用	20,431,532,000	661,000	0	0	0	20,432,193,000	0	20,432,193,000	**19,806,804,453**	0	625,388,547	
第１項　営業費用	15,865,436,000	661,000	0	0	0	15,866,097,000	0	15,866,097,000	**15,544,545,330**	0	321,551,670	（うち仮払消費税及び地方消費税220,561,241円）
第２項　営業外費用	4,314,444,000	0	0	0	0	4,314,444,000	0	4,314,444,000	**4,262,259,123**	0	52,184,877	（うち仮払消費税及び地方消費税60,413円）
第３項　特別損失	246,652,000	0	0	0	0	246,652,000	0	246,652,000	**0**	0	246,652,000	
第４項　予備費	5,000,000	0	0	0	0	5,000,000	0	5,000,000	**0**	0	5,000,000	

（2）資本的収入及び支出

収　　入

（単位　円）

区　分	予算額 当初予算額	補正予算額（△減）	小計	地方公営企業法第26条の規定による繰越額に係る財源充当額	継続費逓次繰越額に係る財源充当額	合計	決算額	予算額に比べ決算額の増減（△減）	備考
第1款　資本的収入	9,433,184,000	△ 528,512,000	8,904,672,000	290,318,000	216,153,000	9,411,143,000	**7,735,361,861**	△ 1,675,781,139	
第1項　企業債	4,109,000,000	△ 165,000,000	3,944,000,000	277,000,000	72,000,000	4,293,000,000	**3,421,000,000**	△ 872,000,000	（翌年度繰越額に係る財源充当額　390,000,000円）
第2項　出資金	3,045,750,000	△ 181,756,000	2,863,994,000	0	72,076,000	2,936,070,000	**2,833,040,000**	△ 103,030,000	（翌年度繰越額に係る財源充当額 103,030,000円）
第3項　国庫補助金	1,748,530,000	△ 181,756,000	1,566,774,000	13,318,000	72,077,000	1,652,169,000	**1,476,502,000**	△ 175,667,000	（翌年度繰越額に係る財源充当額　110,239,000円）
第4項　固定資産売却代金	525,546,000	0	525,546,000	0	0	525,546,000	**1,155,080**	△ 524,390,920	
第5項　工事負担金	1,000	0	1,000	0	0	1,000	**0**	△ 1,000	
第6項　基金収入	4,355,000	0	4,355,000	0	0	4,355,000	**3,664,781**	△ 690,219	
第7項　長期貸付金返還金	1,000	0	1,000	0	0	1,000	**0**	△ 1,000	
第8項　その他資本収入	1,000	0	1,000	0	0	1,000	**0**	△ 1,000	

支　　出

（単位　円）

区　分	予算額 当初予算額	補正予算額（△減）	流用増減額（△減）	小計	地方公営企業法第26条の規定による繰越額	継続費逓次繰越額	合計	決算額	翌年度繰越額 地方公営企業法第26条の規定による繰越額	継続費逓次繰越額	合計	不用額	備考
第1款　資本的支出	17,442,232,000	△ 502,649,000	0	16,939,583,000	333,038,000	235,526,000	17,508,147,000	**16,211,646,843**	687,991,000	0	687,991,000	608,509,157	
第1項　建設改良費	8,119,871,000	△ 504,552,000	0	7,615,319,000	333,038,000	235,526,000	8,183,883,000	**6,888,079,606**	687,991,000	0	687,991,000	607,812,394	（うち仮払消費税及び地方消費税322,133,701円）
第2項　企業債償還金	5,241,819,000	0	0	5,241,819,000	0	0	5,241,819,000	**5,241,814,739**	0	0	0	4,261	
第3項　投資	4,355,000	0	0	4,355,000	0	0	4,355,000	**3,664,781**	0	0	0	690,219	
第4項　水利負担金	4,075,651,000	0	0	4,075,651,000	0	0	4,075,651,000	**4,075,649,598**	0	0	0	1,402	（うち仮払消費税及び地方消費税126,431,113円）
第5項　国庫補助金返還金	536,000	1,903,000	0	2,439,000	0	0	2,439,000	**2,438,119**	0	0	0	881	

資本的収入額が資本的支出額に不足する額8,476,284,982円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額379,265,215円、過年度分損益勘定留保資金3,812,279,363円及び当年度分損益勘定留保資金4,284,740,404円で補てんした。

２．平成21年度阪神水道企業団水道事業損益計算書

（平成21年4月1日から平成22年3月31日まで）

（単位　円）

１．営業収益			
(1) 分賦金	17,857,165,069		
(2) 受託工事収益	4,520,000		
(3) その他の営業収益	2,866,520	17,864,551,589	
２．営業費用			
(1) 原水費	1,195,001,301		
(2) 浄水費	2,332,452,842		
(3) 配水費	2,112,439,175		
(4) 受託工事費	4,520,000		
(5) 総係費	1,169,330,644		
(6) 議会費及び監査費	16,535,255		
(7) 減価償却費	8,344,557,699		
(8) 資産減耗費	149,147,173	15,323,984,089	
営業利益			2,540,567,500
３．営業外収益			
(1) 受取利息	9,949,288		
(2) 補助金	489,809,000		
(3) 雑収益	156,311,864	656,070,152	
４．営業外費用			
(1) 支払利息及び企業債取扱諸費	3,966,358,349		
(2) 雑支出	1,269,781	3,967,628,130	△ 3,311,557,978
経常損失			770,990,478
５．特別利益			
(1) 固定資産売却益	197,454,920		
(2) 過年度損益修正益	5,197,802	202,652,722	202,652,722
当年度純損失			568,337,756
前年度繰越欠損金			13,529,361,394
当年度未処理欠損金			**14,097,699,150**

３．平成21年度阪神水道企業団水道事業剰余金計算書

（平成21年4月1日から平成22年3月31日まで）

（単位　円）

利益剰余金の部

Ⅰ．欠　損　金

(1) 前年度未処理欠損金	13,529,361,394
繰越欠損金年度末残高	13,529,361,394
(2) 当年度純損失	568,337,756
当年度未処理欠損金	**14,097,699,150**

資本剰余金の部

Ⅰ.国庫補助金		
1.前年度末残高	60,865,862,010	
2.前年度処分額	0	
3.当年度発生高	1,476,502,000	
4.当年度処分額	104,761,141	
5.当年度末残高		62,237,602,869
Ⅱ.工事負担金		
1.前年度末残高	3,068,481,046	
2.前年度処分額	0	
3.当年度発生高	0	
4.当年度処分額	0	
5.当年度末残高		3,068,481,046
Ⅲ.受贈財産評価額		
1.前年度末残高	6,874,588	
2.前年度処分額	0	
3.当年度発生高	0	
4.当年度処分額	0	
5.当年度末残高		6,874,588
Ⅳ.その他資本剰余金		
1.前年度末残高	231,484,548	
2.前年度処分額	0	
3.当年度発生高	0	
4.当年度処分額	0	
5.当年度末残高		231,484,548
翌年度繰越資本剰余金		**65,544,443,051**

４．平成21年度阪神水道企業団水道事業欠損金処理計算書

（単位　円）

１．当年度未処理欠損金	14,097,699,150
２．欠損金処理額	0
３．翌年度繰越欠損金	**14,097,699,150**

５．平成21年度阪神水道企業団水道事業貸借対照表

（平成22年3月31日）

（単位　円）

資　産　の　部

1.固定資産				
(1)有形固定資産				
イ.土地		8,707,718,369		
ロ.建物	16,191,624,362			
減価償却累計額	4,639,319,041	11,552,305,321		
ハ.構築物	158,520,657,247			
減価償却累計額	38,795,454,107	119,725,203,140		
ニ.機械及び装置	85,654,244,066			
減価償却累計額	46,023,994,943	39,630,249,123		
ホ.車両運搬具	33,880,500			
減価償却累計額	28,599,580	5,280,920		
ヘ.器具備品	878,340,021			
減価償却累計額	626,918,449	251,421,572		
ト.建設仮勘定		9,253,282,784		
有形固定資産合計			189,125,461,229	
(2)無形固定資産				
イ.水利権		31,543,366,793		
ロ.地上権		330,572,632		
ハ.施設利用権		296,932,885		
ニ.電話加入権		1,082,281		
無形固定資産合計			32,171,954,591	
(3)投資				
イ.出資金		70,566,000		
ロ.長期貸付金		618,473,714		
ハ.基金		463,222,184		
投資合計			1,152,261,898	
固定資産合計				222,449,677,718
2.流動資産				
(1)現金預金			10,770,776,939	
(2)未収金			62,670,260	
(3)貯蔵品			62,278,890	
(4)仮払金			35,807	
流動資産合計				10,895,761,896
資産合計				**233,345,439,614**

負　債　の　部

3.固定負債			
(1)引当金		961,034,741	
固定負債合計			961,034,741
4.流動負債			
(1)未払金		6,172,289,959	
(2)前受金		5,427,141	
(3)預り金		58,537,679	
流動負債合計			6,236,254,779
負債合計			7,197,289,520

資　本　の　部

5.資本金			
(1)自己資本金		80,993,094,921	
(2)借入資本金			
イ.企業債	93,708,311,272		
借入資本金合計		93,708,311,272	
資本金合計			174,701,406,193
6.剰余金			
(1)資本剰余金			
イ.国庫補助金	62,237,602,869		
ロ.工事負担金	3,068,481,046		
ハ.受贈財産評価額	6,874,588		
ニ.その他資本剰余金	231,484,548		
資本剰余金合計		65,544,443,051	
(2)欠損金			
イ.当年度未処理欠損金	14,097,699,150		
欠損金合計		14,097,699,150	
剰余金合計			51,446,743,901
資本合計			226,148,150,094
負債資本合計			**233,345,439,614**

阪神水道企業団告示第29号

平成22年第２回阪神水道企業団議会定例会において議決された、平成22年度阪神水道企業団水道事業会計補正予算は、次のとおりである。

平成22年12月21日

阪神水道企業団
企業長　山　中　　敦

平成22年度阪神水道企業団水道事業会計補正予算

第１条　平成22年度阪神水道企業団水道事業会計の補正予算は、次に定めるところによる。

第２条　平成22年度阪神水道企業団水道事業会計予算（以下「予算」という。）第４条に定めた資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正し、同条本文中括弧書全文を「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額8,423,029千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額188,994千円及

び損益勘定留保資金8,234,035千円で補てんするものとする。」に改める。

（科　目）	（既決予定額）	（補正予定額 △減）	（計）
	収	入	
第１款　資本的収入	3,389,091 千円	4,804,000 千円	8,193,091 千円
第１項　企業債	1,296,000 千円	4,804,000 千円	6,100,000 千円
	支	出	
第１款　資本的支出	11,803,914 千円	4,812,206 千円	16,616,120 千円
第２項　企業債償還金	5,377,716 千円	4,812,206 千円	10,189,922 千円

第３条　予算第６条に定めた起債の目的及び限度額に次の５項を加える。

「上水道布設第５期拡張工事借換債発行のため　3,639,000 千円」

「琵琶湖総合開発事業下流負担金借換債発行のため　366,000 千円」

「日吉ダム下流負担金借換債発行のため　94,000 千円」

「導送配水管路整備事業借換債発行のため　352,000 千円」

「送配水施設整備事業借換債発行のため　353,000 千円」

公　告

阪神水道企業団公告

先着順受付による土地売却を実施するので、次の土地の売渡しに係る買受希望者募集に関する公告を行う。

平成23年１月５日

阪神水道企業団
企業長　山　中　　敦

１　売払い物件一覧

⑴　土地の表示

所 在 地　（物件番号１－１）神戸市東灘区住吉山手４丁目1647番11
（物件番号１－２）宝塚市長尾町３番１
（物件番号１－３）大阪市東淀川区大道南２丁目308番44

地　目　水道用地、雑種地及び宅地
※　（物件番号１－３）について、土地引渡しの際の地目は「宅地」若しくは「雑種地」とする。

土地面積　（物件番号１－１）1,483.97㎡（実測）
（物件番号１－２）6,466.43㎡（実測）
（物件番号１－３）　575.10㎡（実測）

⑵　売却希望価格（予定価格）
（物件番号１－１）４１５，６８７，０００円
（物件番号１－２）５１６，４３０，０００円
（物件番号１－３）　９０，５４０，０００円

２　買受申込者の資格

⑴　申込みは、個人、法人を問わない。

⑵　２者以上の共有名義で申し込むことができる。

⑶　申込みした者を買受者とする。

⑷　次のアからキに該当する者は、申込みをすることは出来ない。

ア　売却物件を暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第77号）第２条第２号に定める暴力団その他の反社会的団体及びそれらの構成員又は暴力団の事務所その他これに類する用途に利用するなど公序良俗に反する用に使用しようとする者

イ　売却物件を風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第２条第１項に定める風俗営業、同条第５項に定める性風俗関連特殊営業の用に使用しようとする者

ウ　無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成11年法律第147号）第５条第１項の規定による観察処分を受けた団体及び当該団体の役員若しくは構成員

エ　破壊活動防止法（昭和27年法律第240号）に基づくところの破壊的団体及び当該団体の役員若しくは構成員

オ　当該売払いに係る土地に関する事務に従事する当企業団の職員

カ　売買契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者

キ　次の(ｱ)から(ｴ)までのいずれかに該当する者で、その事実があった後、２年を経過していない者及びその者を代理人、支配人、その他の使用人又は代理人として使用する者

(ｱ)　競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者

(ｲ)　落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げた者

(ｳ)　正当な理由なくして契約を履行しなかった者

(ｴ)　(ｱ)から(ｳ)までのいずれかに該当する事実があった後、２年を経過しない者を契約の履行にあたり代理人、支配人その他使用人として使用した者

３　契約上の特約

物件の売買契約には次の特約を付し、買受者はこれらの定めに従わなければならない。

(1)　売買物件を暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第77号）第２条第２号に定める暴力団その他の反社会的団体及びそれらの構成員がその活動のために利用するなど公序良俗に反する用に使用してはならない。

(2)　売買物件を風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第２条第１項に定める風俗営業、同条第５項に定める性風俗関連特殊営業の用に使用してはならない。

(3)　売買物件を無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成11年法律第147号）第５条第１項の規定による観察処分を受けた団体及び当該団体の役員若しくは構成員が当該団体の活動として無差別大量殺人行為を行ったものに係る用に使用してはならない。

(4)　売買物件を破壊活動防止法（昭和27年法律第240号）に基づくところの破壊的団体及び当該団体の役員若しくは構成員がその活動のために利用するなど公序良俗に反する用に使用してはならない。

(5)　売買物件の所有権を移転する場合には、(1)から(4)までを書面により承継させるものとし、当該第三者に対して、(1)から(4)までの定めに反する使用をさせてはならない。

(6)　売買物件を第三者に使用させる場合は、当該第三者に対して(1)から(4)までの定めに反する使用をさせてはならない。

(7)　(1)から(4)までについて、当企業団が必要であると認めるときは、実地調査等を行うこととし、買受者は調査に協力しなければならない。

(8)　(1)から(6)までの特約に違反したときは売買代金の３割、(7)の特約に違反したときは売買代金の１割を違約金として当企業団へ支払うこととする。

なお、違約金に１円未満の端数があるときは、その端数金額は切り捨てるものとする。

(9)　(1)から(7)までの特約に違反したときは(8)の違約金の徴収に加えて、土地の買い戻しをすることができる。買い戻しの期間は、契約締結の日から５年間とする。

４　申込方法

(1)　受付期間　平成23年２月１日(火)から平成23年３月18日(金)まで

土曜日、日曜日及び祝日を除く、午前10時から午後４時まで（午前11時30分から午後１時30分までを除く。）

※　先着順の受付となるので、売払い物件の買受者が決定した場合には、期間内であ

っても当該物件の受付を終了する。

※　受付期間内に申込者がない場合は、受付期間を延長する場合がある。

⑵　受付場所　〒658－0073

神戸市東灘区西岡本３丁目20番１号

阪神水道企業団　総務部　財務課　経理係（本庁舎３階）

電話078(431)1976

⑶　受付方法　先着順で受け付けるが、同時に同一物件に複数の申込みがあった場合は抽選とする。

※　ここでいう同時とは、受付開始の段階で同一物件に複数の者が窓口に並んでいる場合とする。

※　郵送、電話、ＦＡＸ及びＥメールによる申込みは不可

⑷　提出書類　指定様式については、阪神水道企業団ホームページ「先着順受付による土地売却案内書」からダウンロードすること。

なお、ダウンロードできない環境にある場合は、上記受付場所にて配付を行う。

ア　土地買受申込書兼受付書（指定様式）　１通

※　必要事項を記載し、印鑑登録済みの印（法人の場合、会社印ではなく代表者印）を押印すること。

なお、共有による申込みの場合には、全員の記名押印をすること。

イ　誓約書（指定様式）　１通

ウ　印鑑登録証明書（法人の場合は印鑑証明書）（原本）　１通

エ　市町村税の納税証明書（原本）　１通

※　直近の住民税及び固定資産税についてのもの

オ　委任状（指定様式）（代理人による契約を希望する場合のみ）

カ　成年後見制度における登記されていないことの証明書（個人による申込みの場合）（原本）　１通

キ　破産に関する証明書（個人による申込みの場合）（原本）　１通

ク　商業登記簿又は履歴事項全部証明書（法人による申込みの場合）（原本）　１通

上記ウ、エ、カ、キ及びクの証明書については、発行後３か月以内のものに限る。

※　複数物件を申し込む場合は、原本１部と写し（物件数分）を提出すること。

※　連名で申し込む場合、上記イからクまでの提出書類は連名者全員分を提出すること。

※　提出された書類は、理由にかかわらず一切返却しない。

５　申込みの無効

次のいずれかに該当する申込みは、無効とする。

⑴　申込み資格のない者が行った申込み

⑵　申込み受付期間外に行った申込み

⑶　土地買受申込書兼受付書及び誓約書（以下「申込書等」という。）に記載した内容が不明確な申込み

⑷　申込書等に記名押印しないで行った申込み

⑸　所定の申込書等によらない申込み

⑹　申込書等の記載事項を訂正し、訂正印を押さずに行った申込み

⑺　申込書等の誤字、脱字等により意思表示が明確でない申込み

⑻　記載した文字を容易に消すことのできる筆記用具を用いて記載した申込書等により行った申込み

⑼　買受者決定後に行った申込み

⑽　申込みに関し、担当職員の指示に従わなかった者の申込み

⑾　その他この案内書に記載されている条件に違反したと認められる者の行った申込み

6　契約

⑴　契約の締結

ア　買受者は、有効な受付の先着順に決定する。

イ　契約の締結に関する説明は、買受人本人又は委任を受けた代理人に対して行う。

ウ　土地売買契約は、契約の締結に関する説明を受けた日から10日以内に締結するものとし、事前に売買代金の10％以上の契約保証金を納付することとする。

※　売買契約は、買受者名義で締結する。また、共有名義で申込みをしている場合は、共有者全員の名義で契約を締結することとする。

エ　契約は当企業団が買受者とともに土地売買契約書に記名押印したときに確定する。

オ　買受者が期限までに契約を締結しない場合は、買受者としての効力を失う。

7　売買代金の納入

⑴　金　　額　売買代金から契約保証金を差し引いた額とする。

⑵　納入期限　契約締結日より30日以内

※　納入期限までに売買代金を完納していないときは、契約を解除することがある。このとき、契約保証金は当企業団に帰属することとする。

8　契約費用及び公租公課等

⑴　契約書に貼付する収入印紙の費用は、買受者の負担とする。

⑵　所有権の移転登記に必要な登録免許税は、買受者の負担とする。

⑶　買受者を義務者として課される公租公課その他一切の賦課金は、買受者の負担とする。

⑷　その他契約に要する費用は、買受者の負担とする。

9　所有権の移転及び土地の引渡し

⑴　所有権は売買代金完納と同時に移転するものとする。登記の手続は阪神水道企業団が行うが、登録免許税等の諸費用は買受者の負担とする。

※　所有権移転登記は「土地買受申込書兼受付書」に記載された名義でしか行わない。

⑵　土地の引渡しは現状有姿のまま行い、所有権の移転と同時に行われたものとする。また、土地の引渡しが確かに完了したことを証するため、買受者は、売買代金完納後速やかに「受領証」を提出しなければならない。

※　現地に設置されているフェンス等の撤去は、買受者の負担とする。

10　その他注意事項

⑴　現状有姿での売渡しとなるため、必ず事前に現地で現況等を確認し、不明な点については事前に関係機関に確認のうえ、申込みをすること。

⑵　建物を建築するにあたっては、都市計画法、建築基準法及び売買物件の属する府、県及び市の条例、その他法令等の制限により指導される場合や開発負担金等が必要となる場合があるため、事前に関係機関に確認しておくこと。

⑶　買受者は、売買物件の所有権移転登記前に、その物件に係る一切の権利義務を第三者に譲渡してはならない。

⑷　売買契約締結の日から売買物件引渡しの日までの間において、当企業団の責めに帰すことのできない事由により、売買物件に滅失、毀損等損害が生じたときは、その損害は買受者の負担とする。

⑸　買受者は、売買契約締結後、売買物件に数量の不足又は隠れた瑕疵のあることを発見しても、売買代金の減額又は損害賠償の請求若しくは契約の解除をすることができない。ただし、消費者契約法（平成12年法律第61号）第２条第１項に規定する消費者に該当する場合は、契約締結の日から２年間、この権利を行使することができる。

⑹　買受者が、売買契約書に定める義務を履行しないために、当企業団に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

⑺　立木の伐採、雑草の草刈り、切り株の除去、フェンス・囲障・擁壁・井戸など地上・地下・空中

工作物の補修・撤去などの負担及び調整は、物件敷地の内外及び所有権等権利の帰属主体のいかんを問わず、一切阪神水道企業団では行わない。

⑻　上下水道、電気及び都市ガスなど供給処理施設の引込みが可能である場合、既存の埋設管等の補修や新たに敷地内への引き込みを要することがあるが、これらに必要な費用の負担、供給処理施設への負担等の支出等は、建築関係機関及び供給処理施設の管理者等に問い合わせのうえ、各自で対応すること。

⑼　越境物に関する隣接土地所有者との協議や電柱等の移設などについては、すべて申込者において行うこととする。（契約後に判明した場合も同様とする。）

⑽　買受者は、この「平成22年度先着順による土地売却案内書」の記載内容、物件調書及び売買契約書（標準様式）の各条項をすべて承知したうえで申し込むこと。